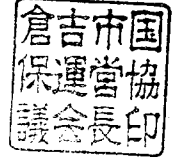


発 運 協 第 1 号  
令和元年 8 月 8 日

倉吉市長 石 田 耕太郎 様

倉吉市国民健康保険運営協議会  
会 長 笠 見 猛



倉吉市国民健康保険料賦課方式等について（答申）

令和元年 5 月 23 日付発保年第 200 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本協議会は、令和元年 5 月 23 日に、倉吉市長から「倉吉市国民健康保険料賦課方式等について」の諮問を受け、3 回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねてきた。このたび、倉吉市国民健康保険事業の健全化に向け、令和 2 年度以降の保険料賦課方式等についての意見を取りまとめたので答申する。

まず、現在までの国保情勢について担当課の説明を受け、平成 30 年度の国保制度改革施行以降、全国では 3 方式で保険料を算定する市町村が大幅に増加し、4 方式の市町村は減少していること、また、倉吉市国民健康保険財政について、平成 30 年度は収支が均衡していたものの、現在の保険料率で国保事業の運営を行った場合、令和元年度で約 1 億 3 千万円、令和 2 年度には約 2 億 2 千万円の収入不足が見込まれることなど、国保に関する情勢認識の共有化を図った。

賦課方式について、資産割は収益性のない土地建物にも賦課されるため低所得者層の負担となっている。また、市外に所有している固定資産には賦課できないこと等、所有資産の場所や形態によって賦課額に違いが生じている。これらの理由から、資産割の廃止について妥当であるとの結論に至った。

保険料率について、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の伸びにより、今後も国民健康保険事業納付金額の増額が予想されることから、現在の保険料率で国保事業を行うことは本市の国保財政を悪化させ、国民皆保険の根幹をなす国民健康保険の安定的な運営に支障をきたすおそれがある。これらの理由から、本市の財政状況及び基金保有額等を総

合的に勘案した結果、令和2年度以降の保険料について、算定の基礎となる必要額の総額を令和2年度納付金推計額ベースとし、料率改定を行うことが必要という結論に至った。

また、子育て世帯を被保険者全体で支えていくために、子育て世帯等の多人数世帯の負担軽減となる保険料率の設定が必要と考え、検討を重ねた。その結果、県の示す標準保険料率の賦課割合により保険料率を改定した場合と比較し、子育て世帯等の多人数世帯の保険料負担が少なくなるよう、市独自の配慮が必要であることが認められた。

これらの結果、本協議会として次のとおり答申することとした。

- 1 令和2年度以降の保険料賦課方式を3方式とする。
- 2 令和2年度以降の軽減後1人当たり保険料額を、医療分と支援金分について98,000円程度、介護分について20,000円程度となるよう料率設定を図られたい。
- 3 算定にあたっての賦課割合は、概ね次のとおりとされたい。

応能割：応益割 = 46：54      均等割：平等割 = 65：35

なお、本協議会として国保財政の健全化推進のため、次の附帯意見を添えることとする。

- 1 毎年、秋に開催される運営協議会で次年度の財政状況の見込みを示されたい。
- 2 保険料改定の周期は2年に1度を目途とされたい。